

「緊急小口資金特例貸付」のご案内

① 東海労働金庫でお申込みの取次ができる方の確認

下記項目に1つでも該当する方は、東海労働金庫でお申込の取次ができません。
該当する方は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

<input type="checkbox"/> 住民票記載の住所が「愛知県」「岐阜県」「三重県」でない方
<input type="checkbox"/> 「現住所」と「住民票の住所」が異なる方
<input type="checkbox"/> 20歳未満の方
<input type="checkbox"/> 失業された方（無職の方）

② 必要書類の準備

◆必要書類一覧

<input type="checkbox"/> 住民票（ 世帯全員 ／原本／発行3ヵ月以内） ※本籍地・マイナンバー表示は不要
<input type="checkbox"/> 通帳、またはキャッシュカード（写） ※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分の写し
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※いずれか1つ、外国籍の方は在留カード必須 ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. 健康保険証（お名前、生年月日、住所の記載のある箇所は全てコピー） ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. パスポート（顔写真のページ、所持人欄（現住所の記載）のページのコピー）
【外国籍の方は必須】 在留カード（特別永住者証明書）（住所変更している場合は両面コピー）

③ 申込書の記入・押印

◆ご記入・押印いただく書類

<input type="checkbox"/> 借入申込書（緊急小口資金特例貸付借入申込書）
<input type="checkbox"/> 借用書（緊急小口資金特例貸付 借用書）
<input type="checkbox"/> 重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書）
<input type="checkbox"/> 申立書（収入の減少状況に関する申立書）

《ご記入いただく際の注意事項》

- ・ 記入例を参考に記入・押印ください。
- ・ 黒ボールペン で記入ください。
- ・ 必ず申込人が 自筆 で署名・記入ください。
- ・ 氏名欄は、住民票の氏名のとおり記入してください。
- ・ 訂正は二重線（——〇〇——）を引き余白に記入ください。ただし、「氏名」「申込金額」「借用金額」は訂正できませんので、誤記入した場合は新しい用紙に記入ください。

④ 送付前の確認・郵送

「確認チェックリスト」に基づき、必ず確認いただき、専用封筒にてご郵送ください。

⑤ 「東海労働金庫」にて申込書類の点検・「県の社会福祉協議会」へ取次

申込書類に記入や書類の漏れが無ければ、県の社会福祉協議会へ取次を行います。

⑥ 「県の社会福祉協議会」にて申込書類の点検・貸付金の資金交付

県の社会福祉協議会で申込書類の点検後、貸付金の資金交付を行います。

県の社会福祉協議会の申込書受理日から約1～2週間後に送金されています。今後、お申込が集中した場合、遅れることがございますのでご了承ください。

お問い合わせ先について

◆制度内容・書類の記入方法に関すること	厚生労働省【個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター】 0120-46-1999 受付時間 9:00～21:00(土日・祝日含む)
◆当庫より交付した申込書類に関すること	東海労働金庫【緊急小口資金取次センター】 052-265-6677 受付時間 9:00～17:00(土日・祝日と金庫休業日を除く)